

海陽町規則第 6 号

海陽町ふるさとの水を守る条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海陽町ふるさとの水を守る条例(平成 24 年海陽町条例第 16 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(水資源の採取の許可の申請)

第 2 条 条例第 12 条に規定する許可の申請は、水資源採取許可申請書(様式第 1 号)により行うものとする。

(許可又は不許可の決定の通知)

第 3 条 条例第 13 条に規定する許可又は不許可の決定の通知は、水資源採取許可通知書(様式第 2 号)又は水資源採取不許可通知書(様式第 3 号)により行うものとする。

(許可施設の完成の届出)

第 4 条 条例第 14 条に規定する届出は、許可施設完成届出書(様式第 4 号)により行うものとする。

(水資源の採取の変更の届出)

第 5 条 条例第 15 条に規定する届出は、水資源採取変更届出書(様式第 5 号)により行うものとする。

(水資源の採取者の地位の承継の届出)

第 6 条 条例第 16 条に規定する届出は、水資源採取者地位承継届出書(様式第 6 号)により行うものとする。

(許可の失効又は許可施設の廃止の届出)

第 7 条 条例第 17 条に規定する届出は、廃止等届出書(様式第 7 号)により行うものとする。

(採取量の報告)

第 8 条 条例第 26 条に規定する報告は、次に掲げる事項とする。

(1) 直近 6 か月間の毎日の水資源の採取量及び毎月の採取量

(2) 直近 6 か月間の 1 日当たりの水資源の採取時間又は揚水機の稼働時間

(海陽町ふるさとの水を守る審議会の庶務)

第 9 条 海陽町ふるさとの水を守る審議会の庶務は、海陽町住民人権環境課において行う。

(立ち入り調査身分証明書)

第 10 条 条例第 27 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第 8 号)によるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

平成 年 月 日

海陽町長殿

住所
申請者
氏名
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

水資源採取許可申請書

海陽町ふるさとの水を守る条例第12条の規定により、次のとおり申請します。

水資源の用途	
水資源の利用計画	
井戸ストレーナーの位置	①上限 m 下限 m ②上限 m 下限 m
揚水機の種類・能力	種類
	吐出口口径 mm
	断面積 cm ²
	能力 KW
量水計の種類	
取水深度（井戸の深さ）	m
1日平均採取量（見込み）	m ³
採取場所の土地所有者	住所 氏名 TEL
水資源の採取者 (申請者と採取者が異なる場合)	住所 氏名 TEL
添付書類	1.採取場所が確認できる図面 2.施設及び井戸の構造図 3.採取場所の土地所有者の同意書 4.申請者と採取者の関係等を表す書類 5.施設の排水処理方法及び施設等の図面

様式第 2 号 (第 3 条関係)

平成 年 月 日

申請者

様

海陽町長

水資源採取許可通知書

海陽町ふるさとの水を守る条例第 12 条の規定により提出のあった、平成 年 月 日付けの水資源採取許可申請は、次のとおり許可します。

許可番号		
設置場所		
水資源の用途		
水資源の利用計画		
井戸ストレーナーの位置	① 限 m 下限 m ② 上限 m 下限 m	
揚水機の種類・能力	種類	吐出口口径 mm
		断面積 cm ²
		能力 KW
量水計の種類		
取水深度 (井戸の深さ)	m	
1 日平均採取量 (見込み)	m ³	
採取場所の土地所有者	住所 氏名 TEL	
水資源の採取者 (申請者と採取者が異なる場合)	住所 氏名 TEL	

様式第3号（第3条関係）

平成 年 月 日

申請者

様

海陽町長

水資源採取不許可通知書

海陽町ふるさとの水を守る条例第12条の規定により提出のあった、平成
年 月 日付けの水資源採取許可申請は、次のとおり不許可とします。

記

不許可理由

--

（注） この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。 また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（前記の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する町長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

平成 年 月 日

海陽町長殿

住所
申請者
氏名
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

許可施設完成届出書

海陽町ふるさとの水を守る条例第 14 条の規定により、次のとおり届出ます。

許可番号		
設置場所		
水資源の用途		
水資源の利用計画		
井戸ストレーナーの位置	①上限 m 下限 m ②上限 m 下限 m	
揚水機の種類・能力	種類	吐出口口径 mm
		断面積 cm ²
		能力 KW
量水計の種類		
取水深度 (井戸の深さ)	m	
1 日平均採取量	m ³	
採取場所の土地所有者	住所 氏名 TEL	
水資源の採取者 (申請者と採取者が異なる場合)	住所 氏名 TEL	
添付書類	1. 施設及び井戸の完成図面 2. 水量測定器の設置が確認できる写真・書類等 3 水資源採取許可通知書の写し	

様式第 5 号 (第 5 条関係)

平成 年 月 日

海陽町長殿

住所
申請者
氏名
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

水資源採取変更届出書

海陽町ふるさとの水を守る条例第 15 条の規定により、次のとおり
届け出ます。

許可番号		
変更年月日		
	変更前	変更後
変 更 事 項		
添付書類	1.採取場所が確認できる図面 2.変更後の施設及び井戸の構造図 3.変更後の施設変更調書 (別紙)	

別紙

水資源採取施設（変更）調書

	設備 1		設備 2	
	現 況	変更後	現 況	変更後
① 採取の方法				
施設及び井戸の構造				
ストレーナーの位置（地表面下m）				
深度（m）				
② 水機の形状				
種類				
型式				
揚水能力（m ³ /分）				
揚程（m）				
原動機の出力量（Kw）				
吐出口の口径（mm）				
吐出口の断面積（cm ² ）				
③ 揚水設備の使用方法				
年間使用日数				
運転時間（時間/日）				
揚水量（m ³ /日）				
用途別使用量（m ³ /日）				

様式第 6 号 (第 6 条関係)

平成 年 月 日

海陽町長殿

住所
申請者
氏名
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

水資源採取者地位継承届出書

海陽町ふるさとの水を守る条例第 16 条の規定により、次のとおり
届け出ます。

許可番号			
継承理由		1.譲渡 2.借受 3.相続 4.贈与 5.合併 6.その他 (具体的に)	
		変更前	変更後
採 取 者	氏名		
	住所		
	電話番号		

様式第7号（第7条関係）

平成 年 月 日

海陽町長殿

住所
申請者
氏名
電話番号
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃止等届出書

海陽町ふるさとの水を守る条例第17条の規定により、次のとおり
届け出ます。

許可番号	
設置場所	
失効及び廃止年月日	
失効及び廃止の理由	

様式第8号（第10条関係）

（表面）

第 号
立入調査員証
次の者は、海陽町ふるさとの水を守る条例第27条第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。
所 属
職 名
氏 名
生年月日
年 月 日 交付
海陽町長 印

（裏面）

海陽町ふるさとの水を守る条例（抜粋）
第27条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に採取者の施設設置場所又は当該採取者の事業所若しくは事務所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
2 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求を受けたときは、これを提示しなければならない。

（用紙の大きさ 縦6.5センチメートル・横9センチメートル）